

事業所防災リーダー通信 2023 Vol.23

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

作成 東京都総務局総合防災部

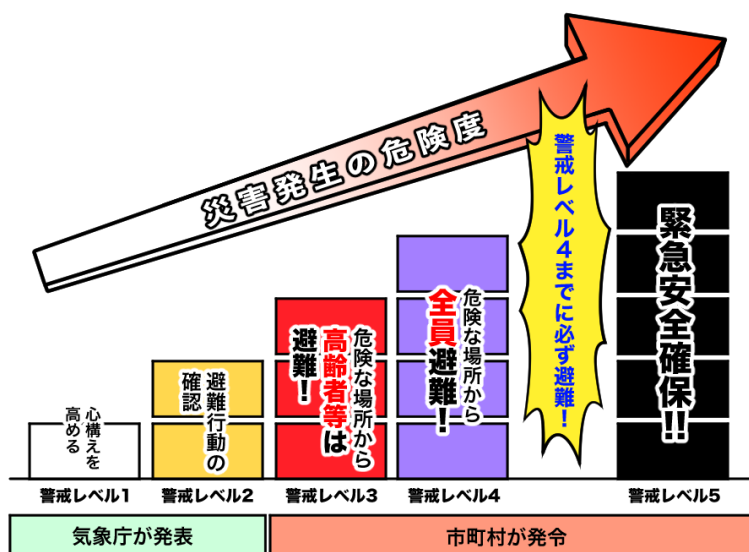


避難の判断基準

ときに天候は自然災害となって安全をおびやかします。地震や大雨等の災害が発生した場合、どのような状況で避難指示が発令されるのでしょうか。避難を開始するタイミングはいつか、確認しましょう。

警戒レベルとは

避難指示は、気象庁や自治体が発表する『警戒レベル』が基準となって発令されます。これは数字が大きいくほど危険であることを示しており、警戒レベル2では大雨・洪水等の注意報が発表されます。警戒レベル3が市町村から発令された場合は、高齢者や避難に時間を要する人は避難を開始してください。警戒レベルが4になると、避難指示が発令されます。警戒レベル5は、すでに災害が発生している危険性が極めて高い状況下をいいます。「いのち」に危険が及ぶ可能性があるため、ただちに身の安全を確保しましょう。



避難指示とは

地震や大雨等により警報が発表され、重大な災害が発生するおそれがある場合、警戒レベル4として自治体から避難指示が発令されます。

令和3年5月の災害対策基本法の改正によって、かつてあった『避難勧告』は廃止されました。この改善により、「避難勧告は、避難指示ではないからまだ避難しなくていいだろう」という油断が生まれる危険性が減りました。避難指示が発令された際は、全員すみやかに安全な場所へ避難しましょう。

安全配慮

公共交通機関の運行情報、各種の警報や注意報等を細かく確認し、どの段階で従業員にどのような指示を出すのかを具体的に定めておきましょう。避難指示が出ているにも関わらず従業員に出勤を強制すると、事故の有無を問わず安全配慮義務違反を問われる可能性があります。従業員の安全面からも、会社にとってのリスク回避のためにも、無理な出勤命令は避けましょう。

東京都からのお知らせ



日 時：令和5年9月13日（水）午後3時30分から午後5時まで
会 場：東京都庁第一本庁舎5階 大会議場（新宿区西新宿2-8-1）
対象者：都内在住、在勤、在学の方

9月9日の「救急の日」及び「救急医療週間」の関連行事として、AED・応急救護体験会を実施します。東京消防庁の実技指導によるAED体験・胸骨圧迫体験、複数メーカー製のAED訓練機をお試しいただけます。お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

※申込等詳細はこちら⇒ <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/kyukyunohi/index.html>

